

平成 24 年 10 月 22 日

岩 手 県

出荷制限指示後の管理の考え方

～野生鳥獣（ヤマドリ）～

1 出荷制限

本県には、出荷、流通のためのヤマドリの解体処理施設はない。なお、県内全域のヤマドリの捕獲を行う者に対して、県外を含め一切の出荷を行わないよう、市町村や猟友会を通じて要請することとする。

2 放射性物質検査

現在、ヤマドリの生息地域において捕獲が行われた場合に検査を実施しているが、今後も計画的に放射性物質の検査を進めていく。